

商務部、「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」を公布 ～持分出資の条件、審査認可手続等を明確に

トランザクションバンキング部
中国調査室

商務部は、2012年9月21日、「商務部：外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」（商務部令2012年第8号 以下、「暫定規定」）を公布しました。「暫定規定」は2011年5月に公布された「外商投資企業持分出資管理弁法（意見徴収稿）」（以下、「意見徴収稿」）を踏まえて、外商投資企業に係る持分出資の申請条件、審査認可手続、並びに持分出資後の企業の設立・変更について規定したものであり、2012年10月22日より施行されました。「暫定規定」は持分出資に関する商務部門としての初めての規定となります。

【背景】

「会社法」第27条は、「出資者は貨幣を用いて出資することができ、また現物、知的財産権、土地使用権等の貨幣評価可能、且つ、法に依り譲渡可能な非貨幣財産を以って出資することもできる」とし、中国国内において持分出資が可能であることを定めています。

また、2009年1月に国家工商行政管理総局が「持分出資登記管理弁法」（国家工商行政管理総局令第39号）を公布、2010年1月には国家外貨管理局が「国家外貨管理局総合同：外商投資企業の域外株主による域内持分出資に係わる験資照合関連問題に関する回答」（匯総復[2010]3号）により出資持分時の外貨管理局における確認（中文：核準）手続きを定めるなど、持分出資に関しては、以下のような関連規定が既に存在しています。

文書コード	規定	関連内容
匯発[2003]30号	国家外貨管理局「外商直接投資の外貨管理工作を完備することに関する通知」	域外投資者が域内出資企業の出資持分譲渡収入を以って域内で再投資することを認める。
2009年6号	商務部「外国投資者による域内企業の合併再編に関する規定」	域外企業の株主が保有する域外上場会社の株式、または、域外上場会社は増発した株式を支払手段として、域内会社の株式を購入することを認めた。
工商総局令[2009]39号	工商総局「持分出資登記管理弁法」	持分出資による内資企業設立が可能となった。
匯総復[2010]3号	「国家外貨管理局総合同：外商投資企業域外株主による域内持分出資に係わる験資照合関連問題に関する回答」	外国投資者が保有する域内会社の持分を以って出資する場合、関連規定に基づき確認（核準）手続を行う。
国発[2010]9号	国务院「外資利用業務を更に改善することに関する若干意見」	外資利用方式の多様化を促進し、外資が資本参加、合併・再編などの方式で国内企業の合併・再編に参加することを奨励する。

外商投資企業に係る持分出資については、外商投資プロジェクトを所管する商務主管部門による審査認可が必要となりますが、これまで関連する規定が存在していなかったため、実務上の取扱いが不明確な状態となっており、関連規定の公布が待たれていました。

こうした状況を踏まえ、商務部は2011年5月に外商投資企業の持分出資関連手続きに関する意見徴収稿を公表、その後の1年超に亘る協議を経て、今回の「暫定規定」の公布に至ったものです。

以下、「暫定規定」の主要内容について紹介させていただきます。

【主な内容】

◇適用範囲

「暫定規定」では、域内外の投資者(以下、「持分出資者」と総称)は、その所有する中国域内企業(以下、「持分企業」と総称)の持分を以って出資し、外商投資企業(以下、「投資先企業」と総称)を設立または変更する場合、「暫定規定」を適用すると規定しました。

具体的には、以下の三つの持分出資方式が認められています。

【表1】適用範囲

- 新設の形式で、外商投資企業を設立する
- 増資を通じて、非外商投資企業を外商投資企業に変更する
- 増資を通じて、外商投資企業の持分を変更する

◇持分出資の条件

「暫定規定」は、出資への利用が可能な持分に対して、以下の条件を満たすべきと規定しています。

【表2】出資への利用が可能な持分の条件

- 出資用の持分は、所有権が明確で、持分の権限が完全で、法的に譲渡可能。
- 持分企業が外商投資企業である場合、当該企業が法に基づき設立され、外商投資産業政策に合致している。
- 持分出資後、投資先企業と持分企業及びその直接的或いは間接的な持分企業が、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」及びその他の外商投資関連規定に合致している。関連規定に合致していない場合、持分出資の申請前に、関連資産・業務を切り離し或いは持分を譲渡する必要がある。

又、以下の場合には、持分出資が禁止されます。

【表3】出資への利用ができない持分

- 持分企業の登録資本が十分に払い込まれていない
- 質権が設定されている持分
- 法に基づき凍結されている持分
- 持分企業の定款(契約)で譲渡不可と規定された持分
- 規定通りに前年度の外商投資企業連合年度検査に参加しておらず、または年度検査に合格していない外商投資企業の持分
- 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー(持分)企業の持分
- 法律、行政法規或いは国务院の決定に基づき、持分譲渡の許認可が必要とされる場合で、認可を取得していない持分
- 法律、行政法規或いは国务院決定に規定されたその他の譲渡不可の場合

「暫定規定」は、工商行政管理総局の関連規定では触れられていない、①規定通りに前年度の外商投資企業連合年度検査に参加しなかった企業、②年度検査不合格企業、③不動産企業、④外商投資性公司、⑤外商投資ベンチャー企業、のそれぞれの持分が持分出資に利用できない点が記載されており、注意が必要です。

◇持分出資の金額制限

「暫定規定」では、出資に用いられる持分について、法に基づき設立された域内評価機関により評価されなければならないと規定しています。また、持分評価後、持分出資者と投資先企業の出資者或いはその他の投資者は、協議を通じて、持分評価金額と持分出資金額を決定しますが、持分出資金額は持分評価金額を超えてはならないとされています。

持分評価金額	各方が持分を評価した上で、共同で認めた持分出資用の取引価格
持分出資金額	持分評価金額の中で、投資先企業の登録資本に計上された部分

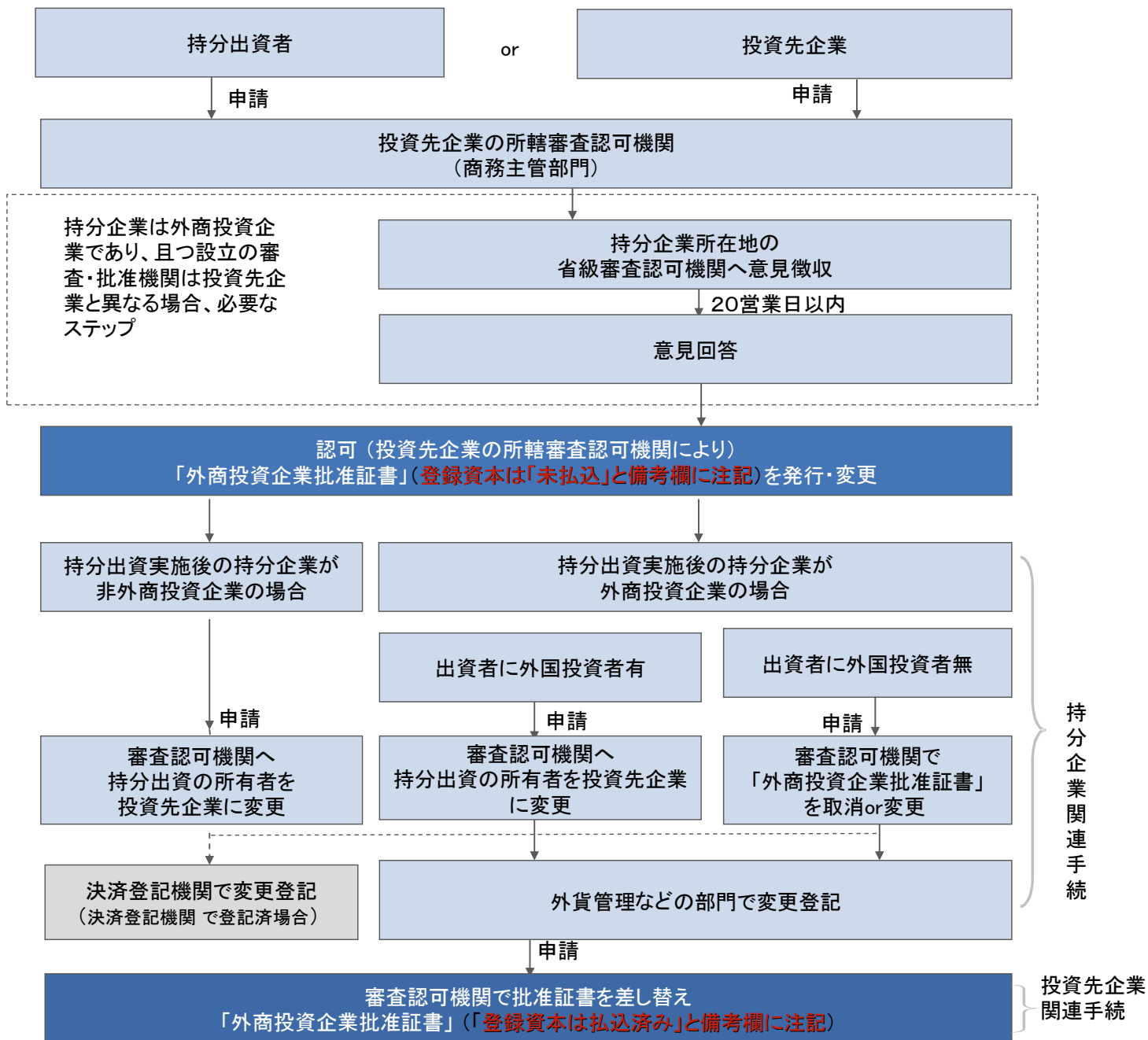
また、「暫定規定」では、「投資先企業の株主全体による持分出資及びその他の非貨幣財産出資の合計金額は、登録資本の70%を超えてならない」としており、持分出資の金額について制限を付けられています。

◇持分出資の申請

✓ 持分出資申請プロセス

「暫定規定」に基づく持分出資のプロセスは以下の通りとなります。

【持分出資申請プロセス(イメージ図)】



出所：「暫定規定」に基づき、三菱東京UFJ銀行中国調査室作成

✓ 持分出資申請時の必要資料

「暫定規定」では、持分出資者または投資先企業に対し、投資先企業を管轄する審査認可機関に以下資料の提出を要求しています。

商務部門に提出する持分出資の申請所要資料	
■	持分出資申請書と持分出資協議書
■	持分出資者が出資に用いる持分の合法的な所有証明
■	持分企業「企業法人営業許可書」(コピー)
■	持分企業が外商投資企業である場合、「外商投資企業批准書」の原本とコピー、外商投資企業連合年度検査の合格証明
■	評価機関による持分評価報告書
■	弁護士事務所と同所が派遣した弁護士が、本規定第四条、第五条に基づき発行した法律意見書
■	法律、行政法規或いは国务院の決定により企業の株主が持分譲渡を行う際に申請が必要となる場合、関連の批准文書
■	審査機関が要求するその他の文書

投資先企業所在地の審査認可機関から認可を取得した場合、備考欄に「出資持分未払込」と明記された「外商投資企業批准証書」が仮発行されます。

持分企業は、備考欄に「出資持分未払込」と明記された、投資先企業の「外商投資企業批准証書」を持って、審査認可機関で持分所有者変更手続きを行った後、工商、税務、外貨管理部門で関連する変更手続きを行うこととなります。

✓ 投資先企業による「外商投資企業批准証書」の変更

持分出資プロセスのイメージ図で示した通り、持分企業において各種変更手続きが完了した後、投資先企業は以下の資料を持参し、備考欄に「持分出資未払込」と明記された「外商投資企業批准証書」を、備考欄に「持分出資払込済」と明記された「外商投資企業批准証書」に変更する必要があります。

外商投資企業批准証書の変更に必要な資料	
必要な提出資料	■ 持分企業持分変更の説明
	■ 持分企業の持分変更後の「企業法人営業許可書」及びコピー
	■ 法律に基づき設立された验资機関が発行する持分出資验资証明
	■ 持分企業が持分変更後も外商投資企業の場合、変更後の「外商投資企業批准証書」
	■ 持分企業が非外商投資企業ではあるが、経営範囲が「外商投資産業指導目録」制限類に係わる場合、省級審査認可機関による外商投資企業域内再投資の認可批准文書

◇その他の規定の適用

「暫定規定」では、域内上場会社に係る持分出資や、外国投資者が持分を対価として域内上場会社の第三者割当による株式発行または株式の協議譲渡に参加する場合等、「暫定規定」に加えて同時に適用される規定等も明記されています（表4ご参照）。

【表4】その他の規定適用について

特別な持分出資	関連規定
域内上場会社に係る持分出資	国家証券監督管理、証券取引、証券登記決済等関連規定
持分出資は、企業の国有財産権と上場会社の国有株管理事項に係る場合	国有資産管理規定
外国投資による持分出資について、関連規定に基づき合併・買収安全審査が必要とされる場合	国務院弁公庁：域外投資による域内企業の合併・買収安全審査制度の確立についての通知
外国投資による域内企業の合併・買収	域外投資による域内企業の合併・買収の規定
外商投資性会社に係る持分出資	外商投資性公司設立関連規定
外国投資者が、持分企業の持分を対価としてその他の投資者が所有する域内企業の持分を譲渡する場合	外商投資企業投資者持分変更の若干規定、域外投資による域内企業の合併・買収の規定」等

【コメント】

今回の「暫定規定」により、持分を利用した外商投資企業の出資について、外商投資プロジェクトを所管する商務部門での手続きが明確化されたことにより、中国での事業強化を検討する過程において、出資持分を活用した新規プロジェクトへの取組みや、投資性公司を軸とした中国国内グループ企業の資本再編等への取組みに関する検討がより進んでいくものと思われれます。

「暫定規定」を踏まえた商務部門における具体的な手続きや、税務部門など関連当局における手続き等への影響などについては、今後更に調整・改善されていくものと思われ、引続き関連政策の動向等について注目して参ります。

以 上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>商务部令 2012 年第 8 号 《商务部关于涉及外商投资企业股权出资的 暂行规定》</p> <p>【发布日期】 2012-09-21 【实施日期】 2012-10-22</p> <p>《商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行 规定》已经 2012 年 8 月 24 日商务部第 68 次部 务会议审议通过，现予公布，自 2012 年 10 月 22 日起施行。</p> <p>部 长：陈德铭 2012 年 9 月 21 日</p> <p>商务部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规 定</p> <p>第一条 为规范涉及外商投资企业的股权出资行 为，提高投资便利化水平，促进外国投资者来华投 资，根据中华人民共和国外商投资法律、《公司法》 以及相关行政法规的规定，制定本规定。</p> <p>第二条 境内外投资者（以下统称股权出资人）以 其持有的中国境内企业（以下统称股权企业）的股 权作为出资，设立及变更外商投资企业（以下统称 被投资企业）的行为适用本规定，包括：</p> <p>（一）以新设公司形式设立外商投资企业； （二）增资使非外商投资企业变更为外商投资 企业； （三）增资使外商投资企业股权发生变更。</p> <p>以上所称企业是指在中国境内依法设立的有限责 任公司或股份有限公司。</p>	<p>商務部令 2012 年第 8 号 商務部：外商投資企業に係る持分出資に関する 暫定規定</p> <p>【公布日】 2012-09-21 【実施日】 2012-10-22</p> <p>「商務部：外商投資企業に係る持分出資に関する暫 定規定」は 2012 年 8 月 24 日付の商務部第 68 回部務 會議に審議可決した。ここに公布し、2012 年 10 月 22 日より施行する。</p> <p>部長：陳德銘 2012 年 9 月 21 日</p> <p>商務部：外商投資企業による持分出資に関する暫定 規定</p> <p>第一条、外商投資企業による持分出資行為を規範化 させ、投資の利便化レベルを高め、外国投資家の対 中投資を促進するために、中華人民共和国外商投資 法律、「会社法」及び関連の行政法規に基づき、本規 定を制定する。</p> <p>第二条、域内外の投資者（以下、持分出資者と総称） が、その所有する中国域内企業（以下、持分企業と 総称）の持分により出資し、外商投資企業（以下、 投資先企業と総称）を設立または変更する行為につ いて、本規定を適用する。以下を含む：</p> <p>（一） 会社を新設する形式で外商投資企業を設立 する； （二） 増資により、非外商投資企業を外商投資企業 に変更する； （三） 増資により、外商投資企業の持分を変更す る；</p> <p>上述でいう企業は中国域内で法に基づき設立された 有限責任公司或いは株式有限公司のことを指す。</p>

<p>第三条 本规定所称审批机关为中华人民共和国商务部或地方商务主管部门。</p> <p>投资者以股权出资设立及变更外商投资企业, 除按照有关外商投资审批管理规定由商务部批准的之外, 其余由被投资企业所在省、自治区、直辖市和计划单列市的商务主管部门(以下简称省级审批机关) 负责批准。</p> <p>第四条 用作出资的股权应当权属清晰、权能完整, 依法可以转让; 股权企业为外商投资企业的, 该企业应依法批准设立, 符合外商投资产业政策。</p> <p>属于以下情形的, 股权不得用于出资:</p> <p>(一) 股权企业的注册资本未缴足;</p> <p>(二) 股权已被设立质权;</p> <p>(三) 股权已被依法冻结;</p> <p>(四) 股权企业章程(合同) 约定不得转让的股权;</p> <p>(五) 未按规定参加或未通过上一年度外商投资企业联合年检的外商投资企业的股权;</p> <p>(六) 房地产企业、外商投资性公司、外商投资创业(股权) 投资企业的股权;</p> <p>(七) 法律、行政法规或者国务院决定规定股权转让应当报经批准而未经批准;</p> <p>(八) 法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。</p> <p>第五条 股权出资后, 被投资企业和股权企业及其直接或间接持股企业应符合《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》以及其他外商投资相关规定; 不符合有关规定的, 应在申报股权出资之前剥离相关资产、业务或转让股权。境内外投资</p>	<p>第三条、本規定でいう審査認可機関は中華人民共和国商務部或いは地方商務主管部門のことを指す。</p> <p>投資者は、持分出資により外商投資企業を設立または変更する場合、関連の外商投資審査認可管理規定に基づき商務部に認可される場合を除き、その他は投資先企業の所在省、自治区、直辖市及び計画単列市の商務主管部門(以下、省級審査認可機関と略称) が認可の責任を負う。</p> <p>第四条、出資用の持分は、所有権が明確で、持分の権限が完全に備わっており、法的に譲渡可能でなければならない。持分企業が外商投資企業の場合、当該企業は法に基づき設立され、外商投資産業政策に合致しなければならない。</p> <p>以下の状況がある場合、持分で出資してはならない。</p> <p>(一) 持分企業の登録資本が全額払い込まれていない;</p> <p>(二) 持分に質権が設定されている;</p> <p>(三) 持分が法に依り凍結されている;</p> <p>(四) 持分企業の定款(契約) で譲渡不可と規定された持分;</p> <p>(五) 規定通りに前年度の外商投資企業合同年度検査に参加していない、または合同年度検査で合格していない外商投資企業の持分;</p> <p>(六) 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー(持分) 企業の持分;</p> <p>(七) 法律、行政法規或いは國務院の決定に基づき、持分譲渡時に國務院に報告して認可を取得する必要があるが、認可を取得していない持分;</p> <p>(八) 法律、行政法規或いは國務院決定で譲渡不可と規定されたその他の場合。</p> <p>第五条、持分出資後、投資先企業と持分企業及びその直接或いは間接持分企業は、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」及びその他の外商投資関連規定に合致しなければならない。関連規定に合致していない場合、持分出資申請前に、関連資産、</p>
---	--

<p>者不得以股权出资方式规避外商投资管理。</p> <p>第六条 用作出资的股权应当经依法设立的境内评估机构评估。</p> <p>第七条 股权出资人与被投资企业的股东或其他投资者可在股权评估的基础上协商确定股权作价金额、股权出资金额。</p> <p>股权作价金额是指以上各方在股权评估基础上共同认定的用于出资股权的交易作价, 股权出资金额是指股权作价金额中计入被投资企业注册资本的部分, 股权出资金额不得高于股权评估值。</p> <p>对于以股权作价认购被投资企业增资的, 股权作价金额计入并购交易额。</p> <p>第八条 被投资企业全体股东的股权出资金额和以其他非货币财产作价出资金额之和不得高于其注册资本的70%。</p> <p>第九条 被投资企业为有限责任公司的, 其投资总额应根据《国家工商行政管理局关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定》, 按照股权出资后被投资企业的注册资本进行确定。</p> <p>第十条 投资者以股权出资, 应由投资者或被投资企业向审批机关提出申请, 提交以下文件:</p> <p>(一) 股权出资申请及股权出资协议;</p> <p>(二) 股权出资人合法持有用作出资股权的证明;</p> <p>(三) 股权企业《企业法人营业执照》(复印件);</p> <p>(四) 股权企业为外商投资企业的, 应提交《外商投资企业批准证书》及复印件, 通过外商投资企业</p>	<p>業務を切り離す、或いは持分を譲渡しなければならない。域内外の投資者が持分出資の方式で外商投資管理を回避してはならない。</p> <p>第六条、出資された持分は、法に基づき設立された域内評価機関により評価されなければならない。</p> <p>第七条、持分出資者と投資先企業の株主或いはその他の投資者は、持分評価をベースとして、協議を通じて持分評価金額、持分出資金額を決定することができる。</p> <p>持分評価金額は、上記の各方が持分評価をベースとして共同で認めた持分出資用の取引価格を指し、持分出資金額は、持分評価金額内で投資先企業の登録資本に組み込まれた部分を指す。持分出資金額は持分評価額を超えてはいけない。</p> <p>持分評価価格で投資先企業の増資を引き受ける場合、持分評価価格を合併買収取引額に組み入れる。</p> <p>第八条、投資先企業の株主全体による持分出資及びその他の非現金財産出資の合計金額は、その登録資本の70%を超えてはならない。</p> <p>第九条、投資先企業が有限责任公司である場合、その投資総額は「国家工商行政管理局の中外合弁经营企业登録資本と投資総額の比率に関する暫定規定」に基づき、持分出資後の投資先企業の登録資本に基づき確定する。</p> <p>第十条 投資者が持分出資する場合、投資者或いは投資先企業経由で、審査認可機関へ以下の文書を提出しなければならない:</p> <p>(一) 持分出資申請と持分出資契約</p> <p>(二) 持分出資者が合法的に有する出資持分の証明</p> <p>(三) 持分企業の「企业法人營業許可書」(コピー)</p> <p>(四) 持分企業が外商投资企业の場合、「外商投资企业批准書」の原本およびコピー、外商投資</p>
--	--

<p>联合年检的相关证明；</p> <p>(五) 评估机构的股权评估报告；</p> <p>(六) 律师事务所及其委派的律师就本规定第四条、第五条内容出具的法律意见书；</p> <p>(七) 依照外商投资法律、行政法规和规章应当报送的其他关于外商投资企业设立或变更的文件；</p> <p>(八) 法律、行政法规或者国务院决定规定股权企业股东转让股权须报经批准的，需提交相关批准文件；</p> <p>(九) 审批机关要求提交的其他文件。</p> <p>第十一条 被投资企业的审批机关依法决定批准或不予批准。予以批准的，由审批机关颁发或换发《外商投资企业批准证书》（在备注栏加注“股权出资未缴付”）。</p> <p>股权企业为外商投资企业，且与被投资企业分由不同审批机关批准的，被投资企业的审批机关应征求股权企业所在地省级审批机关意见，股权企业所在地省级审批机关应在收到征求意见函后 20 个工作日内回复意见；逾期不答复的，视为同意。</p> <p>第十二条 股权出资经被投资企业的审批机关批准后，股权企业为非外商投资企业的，股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》及其他有关规定办理备案或审批手续，申请将用作出资的股权的持有人变更为被投资企业。</p> <p>第十三条 股权出资经被投资企业的审批机关批准后，股权企业为外商投资企业的，按以下情形办理：</p>	<p>企業合同年度検査の合格証明を提出しなければならない</p> <p>(五) 評価機関による持分評価レポート</p> <p>(六) 法律事務所およびその派遣弁護士が本規定第四条、第五条に基づき提出した法律意見書</p> <p>(七) 外商投資法律、行政法規および規定に依り報告しなければならないその他の外商投資企業の設定或いは変更に関わる文書</p> <p>(八) 法律、行政法規或いは國務院の決定により、企業の株主が持分譲渡を行う際に申請が必要な場合、関連する批准文書を提出しなければならない</p> <p>(九) 審査認可機関が要求するその他の文書</p> <p>第十一条 投資対象となる企業を管轄する審査認可機関は、法に基づき認可するかどうかを決定する。認可する場合、審査機関は「外商投資企業批准証書」（備考欄に「持分出資未払込」と注記）を発行或いは変更する。</p> <p>持分企業が外商投資企業であり、且つ投資先企業とは異なる審査認可機関が認可している場合、投資先企業の審査認可機関は、持分企業所在地の省級審査認可機関の意見を徴収しなければならない。持分企業所在地の省級審査認可機関は、意見徴収書を受領した 20 営業日以内に回答しなければならない。期間満了後回答しない場合は、「同意」と見做される。</p> <p>第十二条 投資先企業の審査認可機関が持分出資を審査認可した後、持分企業が非外商投資企業の場合、持分企業は、投資先企業の注記の付いた「外商投資企業批准証書」に拠り、「外商投資企業の域内投資に関する暫定規定」およびその他の関連規定に基づき、届出或いは審査認可手続きを行い、出資持分所有者を投資先企業に変更することを申請しなければならない。</p> <p>第十三条 投資先企業の審査認可機関が持分出資を批准した後、持分企業が外商投資企業の場合、以下の状況に応じた手続きを行なう：</p>
---	--

<p>股权出资后，若股权企业股东中仍有外国投资者（含外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业或以投资为主要业务的外商投资合伙企业），该股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》向具有相应权限的审批机关申请将用作出资的股权的持有人变更为被投资企业。</p> <p>股权出资后，若股权企业股东中无外国投资者（含外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业或以投资为主要业务的外商投资合伙企业），该股权企业应凭被投资企业加注的《外商投资企业批准证书》，按照《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》和《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》办理有关审批或备案手续，向审批机关缴销或变更其《外商投资企业批准证书》。</p> <p>第十四条 股权企业在完成上述变更后，应按照国家有关规定向所在地工商、税务、海关、外汇管理等有关部门办理变更登记。</p> <p>用作出资的股权已在证券登记结算机构登记的，股权企业应当按照有关规定向证券交易所和证券登记结算机构办理股份转让和过户登记手续。</p> <p>第十五条 股权企业完成上述变更后，被投资企业应凭以下文件向审批机关申请换发《外商投资企业批准证书》（在备注栏加注“股权出资已缴付”字样）。</p> <p>（一）股权企业股权变更的说明； （二）股权企业股权变更后的《企业法人营业执照》及复印件； （三）经依法设立的验资机构出具的股权出资验资证明；</p>	<p>持分出資後、持分企業の株主の中に外国投資家（外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）企業或いは投資を主要業務とする外商投資パートナー企業）が存在する場合、当該持分企業は投資先企業の注記の付いた「外商投資企業批准証書」に拠り、外商投資企業の域内投資に関する暫定規定」およびその他の関連規定に基づき、相応の権限を持つ審査認可機関に出資持分所有者を投資先企業に変更することを申請しなければならない。</p> <p>持分出資後、持分企業の株主の中に、外国投資家（外商投資性公司、外商投資起業（持分）投资企业或いは投資を主要業務とする外商投資パートナー企業）が存在しない場合、当該持分企業は、投資先企業の注記の付いた「外商投資企業批准証書」に拠り、「外商投資企業投資者持分変更の若干規定」および「外商投資企業の域内投資に関する暫定規定」に基づき、関連する審査認可或いは届出の手續を行い、審査機関へ「外商投資企業批准書」の取消或いは変更を行わなければならない。</p> <p>第十四条 持分企業は、上記の変更完了後、国家の関連規定に基づき、所在地の工商、税務、税関、外貨管理等部門で変更登記を行わなければならない。</p> <p>出資となる持分がすでに証券登記決済機関に登録されている場合、持分企業は関連規定に基づき証券取引所および証券登記決済機関に対して、持分譲渡および所有権変更登記を行わなければならない。</p> <p>第十五条 持分企業が上記変更完了後、投資先企業は以下の文書に拠り、審査認可機関に「外商投資企業批准証書」（備考欄に「持分出資払込済」と記載）の再発行を申請しなければならない。</p> <p>（一）持分企業持分変更の説明 （二）持分企業の持分変更後の「企业法人營業許可書」及びコピー （三）法に基づき設立された驗資機関が発行する持分出資驗資証明</p>
--	--

<p>(四) 股权企业在股权变更后仍为外商投资企业的, 还应提交变更后的《外商投资企业批准证书》及复印件;</p> <p>(五) 股权企业为非外商投资企业但其经营范围涉及《外商投资产业指导目录》限制类领域的, 还应提交省级审批机关关于外商投资企业境内再投资的批复文件。</p> <p>第十六条 涉及境内上市公司的股权出资应符合国家证券监管、证券交易、证券登记结算等有关规定。</p> <p>外国投资者以股权企业的股权作为对价参与境内上市公司定向发行或协议转让股份, 应同时适用《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》。商务部按照有关规定出具原则批复函, 股权企业可按照本规定第十二条、第十三条的规定, 凭原则批复函办理股权企业的备案、审批等变更手续, 以及办理定向发行或协议转让手续。在交易完成后, 上市公司到商务部领取《外商投资企业批准证书》, 并凭该批准证书到工商行政管理部门办理变更登记。</p> <p>第十七条 股权出资被投资企业的审批机关应将批准文件分别抄送被投资企业所在地工商、税务、海关、外汇等部门; 股权出资人为境内投资者的, 应抄送股权出资人所在地的税务主管部门。</p> <p>第十八条 在办理被投资企业外债登记和进口免税额度时, 应以被投资企业扣除股权出资部分的注册资本所确定的投资总额进行核定。</p> <p>第十九条 股权出资应当符合国家有关税收管理的</p>	<p>(四) 持分企業が持分変更後も依然として外商投資企業の場合、変更後の「外商投資企業批准証書」を提出しなければならない。</p> <p>(五) 持分企業が非外商投資企業ではあるが、その経営範囲が「外商投資産業指導目録」の制限類に係わる場合、省級審査認可機関による外商投資企業域内再投資の認可批准文書を提出しなければならない。</p> <p>第十六条 域内上場会社に係る持分出資は、国家証券監督管理、証券取引、証券登記決済等関連規定に合致しなければならない。</p> <p>外国投資家が持分企業の持分を対価として域内上場会社の割当発行または持分譲渡に合意する場合、同時に「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法」を適用しなければならない。商務部は関連規定に基づき原則審査回答書を発行する。持分企業は本規定の第十二条、第十三条の規定に基づき、原則審査回答書に拠って持分企業の届出、審査認可等変更手続を行い、割当発行または持分譲渡協議手続を行わなければならない。取引完了後、上場会社は商務部より「外商投資企業批准証書」を受領し、当該批准証書に拠って工商行政管理部门で変更登記手続を行わなければならない。</p> <p>第十七条 持分出資された投資先企業の審査認可機関は、批准文書を投資先企業所在地の工商、税務、税関、外貨等関連部門のそれぞれに送付しなければならない。持分出資者が域内投資者の場合、持分出資者所在地の税務主管部门に送付しなければならない。</p> <p>第十八条 投資先企業の外債登記および輸入免税限度額手続を行う際には、投資先企業の持分出資部分控除後の登録資本金で確定した総投資額に基づき査定しなければならない。</p> <p>第十九条 持分出資は、国家関連税收管理規定に合</p>
---	---

<p>規定。</p> <p>第二十条 股权出资涉及企业国有产权和上市公司国有股权管理事项的,应当遵守国有资产管理的有关规定。</p> <p>第二十一条 验资机构在出具验资证明时,应向被投资企业所在地外汇管理部门进行验资询证。</p> <p>第二十二条 股权出资涉及《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》规定的有关情形的,应由外国投资者按照相关规定提出并购安全审查申请。</p> <p>股权出资属于外国投资者并购境内企业情形的,除适用本规定外,还应遵守《关于外国投资者并购境内企业的规定》。</p> <p>第二十三条 涉及外商投资性公司的股权出资应符合外商投资举办投资性公司的相关规定。</p> <p>第二十四条 境内投资者以外商投资企业的股权向内资企业出资的,应符合本规定第四条关于股权出资条件的规定。</p> <p>第二十五条 外国投资者以境内企业的股权作为对价换取其他投资者持有的境内企业股权,应参照本规定关于股权出资条件、股权评估等有关规定,并遵守《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外国投资者并购境内企业的规定》等规定。</p> <p>第二十六条 涉及台港澳侨投资企业的股权出资行为参照本规定管理。</p> <p>第二十七条 本规定由商务部负责解释。</p>	<p>致しなければならない。</p> <p>第二十条 持分出資が企業の国有財産権および上場会社国有持分管理事項に係わる場合、国有資産管理の関連規定を遵守しなければならない。</p> <p>第二十一条 験資機関は、験資証明発行時には、投資先企業所在地の外貨関連部門に対して験資照合をしなければならない。</p> <p>第二十二条 持分出資が「國務院弁公庁：外国投資者の域内企業合併・買収安全審査制度確立に関する通知」に規定される状況に係わる場合、外国投資家は関連規定に基づき合併・買収安全審査申請を提出しなければならない。</p> <p>持分出資が外国投資家による域内企業合併・買収状況に属する場合、本規定の適用以外に、「域外投資者の域内企業合併・買収に関する規定」を遵守しなければならない。</p> <p>第二十三条 外商投資性公司に係わる持分出資は、外商投資による投資性公司の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>第二十四条 域内投資者が外商投資企業の持分で内資企業に出資する場合、本規定第四条の持分出資条件に関する規定に合致しなければならない。</p> <p>第二十五条 外国投資家が持分企業の持分を対価としてその他の投資者が所有する域内企業の持分と交換する場合、本規定の持分出資条件、持分評価等の関連規定を参照するとともに、「外商投資企業投資者持分変更の若干規定」、「外国投資者の域内企業合併・買収に関する規定」等の規定を遵守しなければならない。</p> <p>第二十六条 台湾、マカオ、香港の投資企業による持分出資行為は、本規定を参照して管理する。</p> <p>第二十七条 本規定は商務部が解釈の責を負う。</p>
--	--

<p>第二十八条 本規定自 2012 年 10 月 22 日起实施。</p>	<p>第二十八条 本規定は 2012 年 10 月 22 日より施行する。</p>
--	---

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255